# 

# 加入についてきちんと知ろう!

20歳以上60歳未満の方はみんな加入

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。国民年金は、すべての公的年金の基礎となるものであり、希望すれば65歳到達までの間、任意加入することができます。

加入者は職業によって3種類に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入する種類が変わった場合は、2週間以内に手続きをすることが必要です。

加入の仕方は 3種類		国民年金(基礎年金)		
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
	あなたは どの タイプ?		厚生年金や共済組合に加 入している会社員や公務 員	
	加入届出先	市の国民年金担当窓口	勤務先が加入手続き	第2号被保険者の勤務先
	保険料の納付	ご自身で納付	勤務先で納付	なし(配偶者が加入する 制度が負担)

# 保険料についてきちんと知ろう!

第1号被保険者の保険料の納め方

納付書で保険料を納める第1号被保険者は、納めやすいようにいろいろな方法が選択できます。なお、下記の保険料と割り引き額は平成22年度の金額です。

## 納め方によって保険料の割り引きが(平成22年度の場合)

### 第1号被保険者の保険料

○保険料 月額 15.100 円

保険料は、金融機関、コンビニエンススト ア等で納めることができる



### 【お得な前納制度(現金で納付) 「

○1年分まとめて納めると 177,980 円 3,220円お得 ○半年分まとめて納めると 89,860 円 740円お得

保険料を前もって、まとめて納めると割り引きになる

# 口座振替で確実に

○手続きに必要なものは…

年金手帳、または国民年金保険料納付書、預金通帳、通帳届出印

○書類の提出は…

指定した口座の金融機関や岩見沢年金事務所、市民サービス課年金係の窓口に提出。なお、毎月納付、6か月納付、1年納付を選択することができます。



### お得な前納制度(口座振替)

○1年分まとめて納めると 177,400 円 3,800 円お得○半年分まとめて納めると 89,570 円 1,030 円お得

保険料の引き落としを当月末にすることで、1か月50円(1年間で600円)の割り引き。また、口座振替でまとめて納めるとさらに割り引きになる。

口座振替による1年前納、または半年前納(4月~9月)の申し込み期限は2月末です。

問合先 市民サービス課年金係